

小矢部市危険ブロック塀等除却支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小矢部市補助金等交付規則（昭和43年小矢部市規則第5号）第21条の規定に基づき、小矢部市危険ブロック塀等除却支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 危険ブロック塀等 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 補強コンクリートブロック造であって、別表第1に掲げる基準を1項目でも満たしていない塀又は門柱

イ 組積造であって、別表第2に掲げる基準を1項目でも満たしていない塀又は門柱

ウ 著しい傾き又はひび割れがある鉄筋コンクリート組立塀

(2) 避難路 住宅から避難場所へ通じる道路

(補助金の交付)

第3条 市長は、地震等災害発生時における避難路に面する危険ブロック塀等の倒壊による事故を未然に防止し、通行人の安全を確保するため、個人が行う危険ブロック塀等の除却又は当該除却後の塀若しくは門柱の再設置に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(1) 市内に住所を有する者であること。

(2) 市税等（国民健康保険税を含む。以下同じ。）を滞納していない者（世帯員を含む。）であること。

(3) 危険ブロック塀等を所有する者であること。

(4) 過去に同一敷地内でこの要綱による補助金の交付を受けていない者であること。

(補助金の対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、避難路に面し

た危険ブロック塀等の除却又は当該除却後の塀若しくは門柱の再設置に要する経費とする。

2 対象経費の限度額は、当該危険ブロック塀等の総延長に対し、1メートル当たり80,000円を乗じて得た額とする。

(補助金の交付額等)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 危険ブロック塀等の除却のみを行う場合 対象経費の額に3分の2を乗じて得た額（この額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）と100,000円とのいずれか低い額を上限として市長が定める額

(2) 危険ブロック塀等の除却及び当該除却後に塀又は門柱の再設置を行う場合 対象経費の額に3分の2を乗じて得た額（この額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）と150,000円とのいずれか低い額を上限として市長が定める額

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、小矢部市危険ブロック塀等除却支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 危険ブロック塀等を含む建物所有権を確認することができるもの

(2) 工事見積書の写し（対象経費とその他を区分したもの）

(3) 附近見取図、現況写真及び工事内容を示す図面又は書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、その旨を申請者に対して通知するものとする。

(実績報告書)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助事業が完了したときは、完了後30日を経過する日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに小矢部市危険ブロック塀等除却事業費補助金実績報告書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 工事請負契約書の写し

- (2) 工事に要した費用の支払が確認できる書面の写し
- (3) 工事施工後の現況写真
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(交付額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告の内容が適当であると認めるときは、補助金の交付額を確定し、その旨を交付決定者に対して通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付額の確定後、速やかに補助金を交付するものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

補強コンクリートブロック造の塀又は門柱の判断基準

判定区分	判断基準
1 高さ	2.2m以下
2 厚さ	(高さ2m以下の場合) 10cm以上 (高さ2m超2.2m以下の場合) 15cm以上
3 控え壁	(高さ1.2m超の場合) 長さ3.4m以下ごとに、高さの1/5以上突出した控え壁あり
4 基礎の有無	コンクリート造の基礎あり
5 基礎の根入れ深さ	(高さ1.2m超の場合) 30cm以上
6 劣化状況	著しい傾きやひび割れがない
7 鉄筋の有無	内部に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも80cm以下の間隔で配筋されている
8 鉄筋の定着	縦筋は壁頂部及び基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされている

別表第2（第2条関係）

組積造の塀又は門柱の判断基準

判定区分	判断基準
1 高さ	1.2m以下
2 厚さ	その部分から壁頂までの垂直距離の1/10以上
3 控え壁	塀の長さ4m以下ごとに、厚さの1.5倍以上突出した控え壁あり
4 基礎の有無	コンクリート造の基礎あり
5 基礎の根入れ深さ	20cm以上
6 劣化状況	著しい傾きやひび割れがない

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

（宛先）小矢部市長

小矢部市危険ブロック塀等除却支援事業費補助金交付申請書

小矢部市危険ブロック塀等除却支援事業費補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。また、補助金の交付審査のため、私と私の世帯員の市税等の納税状況及び住民登録状況について、関係機関に照会することを承諾します。なお、当該危険ブロック塀等の除却に係る紛争等が生じた場合は、当事者間において責任を持って解決し、市に対して一切の損害を与えません。

申請者	住所			
	氏名		電話	
危険ブロック塀等の所在地		小矢部市		
工事内容	除却	構造	補強コンクリートブロック造 ・ 組積造 鉄筋コンクリート組立塀	
		高さ	. m	長さ . m
	再設置	構造		
		高さ	. m	長さ . m
工事期間（予定）		年 月 日から 年 月 日まで		
工事見積金額		円		

（添付書類）

- 1 危険ブロック塀等を含む建物所有権を確認することができるもの
- 2 工事見積書の写し（対象経費とその他を区分したもの）
- 3 附近見取図、現況写真及び工事内容を示す図面又は書類
- 4 その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第9条関係）

年 月 日

（宛先）小矢部市長

交付決定者 住所
氏名

小矢部市危険ブロック塀等除却支援事業費補助金実績報告書

年 月 日付け小矢部市指令 第 号で交付決定のあった小矢部市危険ブロック塀等除却支援事業費補助金について、工事が完了したので、関係書類を添えて次のとおり報告します。

危険ブロック塀の所在地		小矢部市					
工事内容	除却	構造	補強コンクリートブロック造・組積造・鉄筋コンクリート組立塀				
		高さ	. m	長さ	. m		
	再設置	構造					
		高さ	. m	長さ	. m		
工事期間		年 月 日から 年 月 日まで					
工事精算額		円					
補助金交付決定額		円					
振込先の口座 （申請者名義の口座を記入してください。）		銀行・金庫 組合・農協		支店名			
		普通 ・ 当座		口座番号			
		口座名義		(フリガナ)			

（添付書類）

- 1 工事請負契約書の写し
- 2 工事に要した費用の支払が確認できる書面の写し
- 3 工事施工後の現況写真
- 4 その他市長が必要と認める書類